

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700144 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800001 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 3 月 1 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月から昭和 59 年 12 月 12 日まで
② 昭和 61 年 2 月 1 日から昭和 63 年 3 月 1 日まで

B 社に昭和 58 年 6 月から昭和 60 年 12 月末まで勤務し、請求期間①については同社からの出向という形で C 社で作業を行っていた。その後、A 社には B 社の社長の紹介で昭和 61 年 1 月から平成 7 年 3 月まで勤務した。

どちらの事業所でも入社してすぐに健康保険証を発行してもらっていたが、請求期間①及び②に係る年金の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②について、A 社から提出された請求者に係る昭和 63 年 2 月分の給料支払明細書から、請求者は同年 2 月に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社から提出された昭和 63 年 3 月分の給料支払明細書及び同社の回答等により、同社は、同年 2 月当時、厚生年金保険料を翌月支給の給与から控除していたこと、並びに請求者に係る同年 2 月分の保険料を給与から控除していたことが推

認できる。

さらに、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の請求期間②のうち昭和63年2月に係る標準報酬月額については、上記明細書により確認できる報酬月額から20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち昭和63年2月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち昭和61年2月1日から昭和63年2月1日までの期間については、A社は、当時の資料は無く、請求者が当該期間において当社に在籍していたか不明である旨を回答している上、雇用保険の被保険者記録は昭和63年3月1日取得となっており、請求者が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求期間②においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった6名のうち4名は請求者を覚えているが、請求者の勤務期間を覚えておらず、請求期間②のうち昭和61年2月1日から昭和63年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうか知らない旨を回答している。

さらに、請求者は、請求期間②において国民年金に加入していることが確認できる。

- 2 請求期間①について、B社から提出された請求者に係る労働者名簿によると、請求者の雇入年月日は昭和59年12月12日、退職日は昭和61年1月31日と記録されており、当該記録は請求者の同社における雇用保険の被保険者記録と一致し、同社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日と符合している。

また、B社は、「請求期間①に請求者が当社に在籍していたか、又、請求者をC社に出向させていた事実があったか不明である。当社が保管する請求者の履歴書によると、当該履歴書には、昭和58年8月に別会社でアルバイトをしていたと記載されている。」旨を陳述している上、同社から提出された履歴書には請求者の年齢が満26才と記入されていることから、請求者は26才到達時（昭和59年*月*日）

において同社には在籍していなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間①においてB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった6名のうち2名は請求者を覚えているが、請求者の勤務期間を覚えておらず、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうか知らない旨を回答している。

- 3 加えて、D市は、請求者は請求期間①及び②において国民健康保険に加入していた旨を回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び請求期間②のうち昭和61年2月1日から昭和63年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求者の請求期間①及び請求期間②のうち昭和61年2月1日から昭和63年2月1日までの期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700147 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800002 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 17 万 6,000 円、平成 22 年 7 月 20 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 18 万 2,000 円及び平成 23 年 7 月 22 日は 19 万 9,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 17 万 6,000 円から 18 万 4,000 円、平成 22 年 7 月 20 日は 18 万 6,000 円から 18 万 9,000 円及び同年 12 月 20 日は 18 万 2,000 円から 18 万 9,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日
② 平成 22 年 7 月 20 日
③ 平成 22 年 12 月 20 日
④ 平成 23 年 7 月 22 日

A社に勤務していた期間に賞与が支給されていたのに、請求期間①から④まで（以下「請求期間」とする。）において賞与の記録が無いので、調査の上、当該期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても賞与の支払事実を即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社から提出された賞与明細書及び請求者の賞与振込口座がある銀行から提出

された「預金取引明細照会（流動性）」により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 17 万 6,000 円、請求期間②は 18 万 6,000 円、請求期間③は 18 万 2,000 円及び請求期間④は 19 万 9,000 円に訂正することが必要である。

また、請求期間④に係る賞与支払年月日について、A社は平成 23 年 7 月 20 日を賞与支払年月日として年金事務所に届け出ているが、同社は、「平成 23 年 7 月の賞与は 20 日ではなく、22 日に支給した。」旨を回答している上、上記「預金取引明細照会（流動性）」においても、同年 7 月 22 日に賞与が振り込まれていることが確認できることから、平成 23 年 7 月 22 日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実に即した標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、上記賞与明細書及び「預金取引明細照会（流動性）」から、請求期間①に 18 万 4,000 円、請求期間②及び③に 18 万 9,000 円、請求期間④に 19 万 9,000 円の賞与がA社から請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間のうち、請求期間①は 17 万 6,000 円から 18 万 4,000 円、請求期間②は 18 万 6,000 円から 18 万 9,000 円及び請求期間③は 18 万 2,000 円から 18 万 9,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①から③までの訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700148 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800003 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 12 万 4,000 円、平成 22 年 7 月 20 日は 13 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 12 万 9,000 円、平成 23 年 7 月 22 日は 13 万 5,000 円、平成 26 年 7 月 18 日及び同年 12 月 19 日は 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 12 万 4,000 円から 13 万円、平成 22 年 7 月 20 日は 13 万 1,000 円から 13 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 12 万 9,000 円から 13 万 4,000 円及び平成 23 年 7 月 22 日は 13 万 5,000 円から 13 万 7,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日
② 平成 22 年 7 月 20 日
③ 平成 22 年 12 月 20 日
④ 平成 23 年 7 月 22 日
⑤ 平成 26 年 7 月 18 日
⑥ 平成 26 年 12 月 19 日

A社に勤務していた期間に賞与が支給されていたのに、請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」とする。）において賞与の記録が無いので、調査の上、当該期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても賞与の

支払事実在即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された賞与明細書及び請求者が提出した預金通帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万4,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は12万9,000円、請求期間④は13万5,000円、請求期間⑤及び⑥は14万3,000円に訂正することが必要である。

また、請求期間④に係る賞与支払年月日について、A社は平成23年7月20日を賞与支払年月日として年金事務所に届け出ているが、同社は、「平成23年7月の賞与は20日ではなく、22日に支給した。」旨を回答している上、上記預金通帳においても、同年7月22日に賞与が振り込まれていることが確認できることから、平成23年7月22日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実在即した標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、上記賞与明細書及び預金通帳から、請求期間①に13万円、請求期間②及び③に13万4,000円、請求期間④に13万7,000円、請求期間⑤及び⑥に14万3,000円の賞与がA社から請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間のうち、請求期間①は12万4,000円から13万円、請求期間②は13万1,000円から13万4,000円、請求期間③は12万9,000円から13万4,000円及び請求期間④は13万5,000円から13万7,000円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①から④までの訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700161 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800004 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 16 万 7,000 円、平成 22 年 12 月 20 日は 17 万 3,000 円及び平成 23 年 7 月 22 日は 18 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 16 万 7,000 円から 17 万 2,000 円、平成 22 年 12 月 20 日は 17 万 3,000 円から 17 万 6,000 円及び平成 23 年 7 月 22 日は 18 万円から 18 万 1,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日
② 平成 22 年 12 月 20 日
③ 平成 23 年 7 月 22 日

A社に勤務していた期間に賞与が支給されていたのに、請求期間①から③まで（以下「請求期間」とする。）において賞与の記録が無いので、調査の上、当該期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても賞与の支払事実を即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社から提出された賞与明細書及び請求者の賞与振込口座がある銀行から提出された「預金取引明細照会（流動性）」により、請求者は、請求期間に同社から賞

与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万 7,000 円、請求期間②は 17 万 3,000 円及び請求期間③は 18 万円に訂正することが必要である。

また、請求期間③に係る賞与支払年月日について、A社は平成 23 年 7 月 20 日を賞与支払年月日として年金事務所に届け出ているが、同社は、「平成 23 年 7 月の賞与は 20 日ではなく、22 日に支給した。」旨を回答している上、上記「預金取引明細照会（流動性）」においても、同年 7 月 22 日に賞与が振り込まれていることが確認できることから、平成 23 年 7 月 22 日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実に即した標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、上記賞与明細書及び「預金取引明細照会（流動性）」から、請求期間①に 17 万 2,000 円、請求期間②に 17 万 6,000 円及び請求期間③に 18 万 1,000 円の賞与がA社から請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①は 16 万 7,000 円から 17 万 2,000 円、請求期間②は 17 万 3,000 円から 17 万 6,000 円及び請求期間③は 18 万円から 18 万 1,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700143 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800001 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 58 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年*月から昭和 58 年 6 月まで

国民年金の加入手続を行った時期は分からないが、私が 28 歳であった昭和 61 年又は昭和 62 年頃に国民年金保険料の未納に関する通知又は連絡があり、父がそれまでの未納であった保険料をまとめて納付してくれたのに、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿、A市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及び同市から提出された国民年金異動届兼申請書から、昭和 60 年 9 月に同市において払い出され、20 歳到達時の昭和 53 年*月*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求期間直後の昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの国民年金保険料が同年 10 月 31 日に過年度納付されていることが確認できることから、当該納付の時点において、保険料の納付に係る 2 年の時効が完成する前の納付可能な期間の保険料が納付され、請求期間の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

また、戸籍の附票によると、請求者は 20 歳到達前から現在まで継続して A 市に住所があることから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 B 事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿によると、請求期間に係る国民年金保険料が納付された記録は無く、当該記録はオンライン記録と一致している上、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る当時の状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700146 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 3 月 3 日から昭和 58 年 7 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち入社時から昭和 53 年 5 月までは 16 万円、同年 6 月から昭和 58 年 6 月までは 20 万円程度の給与が支給されていたのに、請求期間における標準報酬月額は、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、標準報酬月額を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の給与明細書を所持していない上、A 社は、当時の資料が無く詳細は不明である旨を回答しており、請求者に係る請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、A 社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、請求者と同じく高校を卒業後すぐに同社に入社したと思われる複数の者に係る請求期間の標準報酬月額は、いずれも請求者とほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情もつかえない。

加えて、請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した者に照会したが、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除についての具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。